

# 食品安全委員会第 235 回会合議事録

1. 日時 平成 20 年 4 月 24 日（木） 14:00～14:48

2. 場所 委員会大会議室

## 3. 議事

(1) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について

- ・「遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準（案）」に関する意見・情報の募集について

(2) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

- ・農薬「フェンアミドン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ベンフレセート」に係る食品健康影響評価について
- ・動物用医薬品「フルニキシメグルミンを有効成分とする牛の注射剤（フォーベツト 50 注射液）」に係る食品健康影響評価について

(3) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（平成 20 年 4 月）

(4) 食品安全モニター課題報告「食品に関するリスクコミュニケーション活動への参加等について」（平成 20 年 1 月実施）の結果について

(5) その他

## 4. 出席者

(委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

(事務局)

栗本事務局長、日野事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、西村勧告広報課長、  
酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官

## 5. 配布資料

資料 1 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について〈遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準（案）〉

- 資料 2-1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈フェンアミドン〉
- 資料 2-2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ベンフレセート〉
- 資料 2-3 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について  
〈フルニキシメグルミンを有効成分とする牛の注射剤（フォーベット 50 注射液）  
の再審査〉
- 資料 3-1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（平成 20 年  
4 月）
- 資料 3-2 リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート
- 資料 4 食品安全モニター課題報告「食品に関するリスクコミュニケーション活動への参加  
等について」（平成 20 年 1 月実施）の結果

## 6. 議事内容

○見上委員長 ただ今から食品安全委員会第 235 回会合を開催いたします。

本日は、7名の委員が御出席です。

それでは、お手元でございます「食品安全委員会（第 235 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は 7 点でございます。資料が多数ありますので、一部は資料番号のみの読み上げとさせていただきます。

資料 1 が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について〈遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準（案）〉」。

資料 2-1 及び 2-2 が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 2-3 が「動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 3-1 及び 3-2 が「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（平成 20 年 4 月）」。

資料 4 が「食品安全モニター課題報告『食品に関するリスクコミュニケーション活動への参加等について』（平成 20 年 1 月実施）の結果」でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について」でございます。

本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価基準（案）が提出されてい

ます。事務局から説明願います。

○北條評価課長 それでは、資料1に基づいて御説明いたします。

今回、遺伝子組換え食品等専門調査会におきまして、遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準が作成されまして、その案が提出されております。その内容について、御説明いたします。

まず、遺伝子組換え食品の安全性評価基準につきましては、これまで種子植物の安全性評価基準、添加物の安全性評価基準が、それぞれ平成16年に当食品安全委員会で決定されております。

また、その外、掛け合わせについての安全性評価の考え方であるとか、飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方、添加物のうち高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方も付随しまして、食品安全委員会で決定されまして、これらに基づいて、遺伝子組換え食品の評価がなされてきております。

資料1の安全性評価基準（案）の1ページを御覧いただきたいと思います。

今回、提出されました遺伝子組換え食品（微生物）安全性評価基準につきましては、2005年に食品安全委員会で決定されました「平成17年度食品安全委員会運営計画」におきまして、ガイドラインの策定を計画的に進めることとされました。

その後、2006年になりまして、遺伝子組換え食品等専門調査会で検討が進められましたが、まず、起草委員会において、ドラフトについて6回ほど検討がなされております。そのドラフトにつきまして、遺伝子組換え食品等専門調査会において2回審議が行われまして、本日、そのガイドライン（案）が報告されたものでございます。

内容について、簡単に御紹介したいと思います。

3ページ以降に「遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準（案）」が示されております。

構成といたしましては、3部構成になっております。

まず「第1章 総則」でございます。

4ページの「第3 対象となる食品及び目的」を御覧いただきたいと思います。

本基準は、遺伝子組換え食品（微生物）を対象とし、当該食品の安全性評価を行うに当たって必要とされる評価の基準を定めることを目的とするということでございます。

「遺伝子組換え食品（微生物）とは、組換えDNA技術を応用して得られた微生物を利用して製造された食品をいう。」ということで、ガイドラインが対象とするものの範囲についての記載がございます。

最後のパラグラフは、遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物については、既に当委員会で御承認いただいております添加物の安全性評価基準に従って安全性評価を行ってございますが、製造に用いられた組換え体が残存する添加物については、本基準第2章、第3章を準用して安

全性評価を行うものとするということで、ここに適用の範囲についての追加的な記載が示されています。

第4は「遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価の原則と基本的な考え方」が示されており、かいつまんで御紹介いたしますと、5ページでございます。

基本的には、「安全な食経験のある既存の対応物との比較により安全性を評価するという原則に基づくべきであると考えられる。」ということで、これまでの食経験のある既存の食品との比較によりまして安全性評価をすることが原則だとされております。

「また」というパラグラフですが、微生物由来の食品の安全性を考える際に、特に慎重に考慮すべき点は、遺伝的安定性、遺伝子伝達の可能性、遺伝子組換え微生物のヒト消化管での定着性、ヒト腸内フローラとの相互作用、ヒト腸管系及び免疫系への影響、遺伝子組換え微生物を利用した個別の食品製造に特有な問題などであるということで、留意事項を挙げてございます。

「遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価では、まず組換え体である微生物を対象とした安全性評価を行い、次いで最終製品である食品について安全性評価を行う。」という原則的な考え方が示されているわけでございます。

このような原則に立って、以下の基本的な考え方に従って安全性の評価を行うということで、5ページの下の1番から、7ページの11番まで、基本的な考え方を示しているところでございます。

まず、基本的な考え方としまして、第1に、遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価が可能とされる範囲は、原則として、食経験のある宿主並びに食品との比較が可能である場合とすると述べております。

第2といたしまして、「考慮されるべき最も主要な点」ということで、新たに意図的に付加・改変・欠失された形質、新たに生じ得る有害成分の増大などのリスク及び主要栄養成分などの変化が及ぼすヒトへの健康影響である。さらに、栄養素、機能性成分、あるいは有害成分の含量変化を意図して作出された組換え体においては、これらの栄養素等のその他の食品における含量と摂取量を勘案し、ヒトの健康に安全性面での問題がないことを評価する必要があるとされております。

第3といたしまして、予想されるすべての性質の変化について、その可能性を含めて安全性評価を行うということが記載されておりまして、意図的及び非意図的な形質の賦与、または変化によってもたらされる事象に関して、毒性学的及び栄養学的観点から個別に評価し、更に食品製造への利用における安全性を総合的に判断することが必要とされるという考え方が示されております。

第4といたしまして、細菌叢との相互作用、あるいは組換え体とヒト腸内フローラとの相互作用、またヒト免疫系や腸管系への影響も十分に考慮する必要があるということが記載されております。

第5といたしまして、発酵条件の変化に基づく影響、発酵過程における組換え体と食品基質や共

存する他の微生物との相互作用、また、それらの結果もたらされる食品成分の変化等も考慮する必要がある。

第6といたしまして、発酵後の加工の影響も考慮すべきであるといった、基本的な評価における考え方が示されているわけでございます。

7ページ、最後の第11の項目といたしましては、技術の進歩に伴って、必要に応じた見直しを行っていく必要があるということで、科学技術の発展に応じた見直しを行うという項目も記載されているところでございます。

先ほどの原則、あるいは基本的考え方に沿いまして、具体的な評価の項目と留意事項につきましては、「第2章」以下に記載されているところでございます。

第2章は「遺伝子組換え微生物（組換え体）に関する安全性評価」ということで、それぞれの項目が記載されています。

少し飛んで14ページにまいりますと「第3章 遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価」ということで、この部分につきましては、大きく分けまして2つの安全性評価についての記載がございます。

1つは「Ⅰ．生きた組換え体を含まない遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価」でございます。

もう1つは、15ページ下の「Ⅱ．生きた組換え体を含む遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価」ということで、評価すべき項目とその留意事項が記載されているところでございます。

「Ⅰ」番の生きた組換え体を含まない安全性評価につきましては、基本的には、これまでのガイドラインとほぼ同じ内容でございますが、「Ⅱ」番の生きた組換え体を含む食品の安全性評価につきましては、1番の項目以外、具体的に言いますと、16ページの5番、6番、7番、8番、9番と、先ほどの基本的な考え方でも御紹介した項目、こういう生きた組換え体も含む食品固有の評価項目についても記載されているところでございます。

内容については、概略を今、御紹介したとおりでございますけれども、このガイドラインにつきましては、本日の委員会終了後、5月23日までの30日間、国民からの意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

また、遺伝子組換え食品については、国民の関心も高く、いろいろな立場の方から幅広く意見を

聴くことで理解を深めることができると思いますので、この機会をとらえて、意見交換会の開催についても、事務局で検討するようお願いいたします。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。

農薬「フェンアミドン」に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議が終了しております。

また、農薬「ベンフレセート」及び動物用医薬品「フルニキシメグルミンを有効成分とする牛の注射剤（フォーベット 50 注射液）の再審査」に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集手続が終了しております。

それでは、農薬 2 品目につきまして、事務局から説明願います。

○北條評価課長 それでは、資料 2-1 と 2-2 に基づいて御説明いたします。

まず、資料 2-1 でございます。評価書（案）の 3 ページをお開きいただきたいと思います。

「フェンアミドン」は、殺菌剤でございます。この「審議の経緯」に記載がございますように、既に 1 度、食品安全委員会におきまして御評価をいただいているものでございます。

今回の評価の要請につきましては、第 2 版のところに記載がございますように、1 つは、このフェンアミドンにつきましては、ポジティブリスト制度が導入された関係で、暫定の残留基準が設定されているということで、その関係で、2007 年 6 月に厚生労働大臣より、暫定基準設定に係る食品健康影響評価について要請がございました。

その後、2007 年 11 月には、インポートトレランスの申請がございまして、これに伴いまして、厚生労働大臣より、残留基準設定に係る食品健康影響評価について、追加の要請があったものでございます。

農薬専門調査会におきましては、1 回御審議をいただきまして、本日、評価書（案）が提出されたものでございます。

先ほどの御説明でも申し上げたように、既に 1 回御評価をいただきまして、ADI が設定されておりますけれども、今回の評価要請におきましては、追加の毒性データ等が提出されておられません。インポートトレランスの関係で、作物残留試験の成績が追加されております。具体的に言いますと、17 ページの「7. 作物残留試験」のインポートトレランス申請されている作物「ばれいしょ」から「棉」については、別紙 4 に示されているということで、この別紙 4 に係るデータが追加されているということでございます。

したがって、このものについては、ADI の変更がございませんので、パブリック・コメントにつきましては不要として、関係機関に通知したいと考えているものでございます。

資料 2-2 でございます。

「ベンフレセート」は、除草剤でございます。3 ページの「審議の経緯」にございますように、今回の評価要請につきましては、魚介類に対します基準設定の依頼がございまして、これに伴いまして、厚生労働大臣より、残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

農薬専門調査会におきまして、2 回御審議をいただきまして、その評価書（案）につきまして、3 月 13 日～4 月 11 日まで、国民からの意見・情報の募集に充てたものでございます。

結果につきましては、最後のページにございますように、期間中に御意見・情報はございませんでした。

したがいまして、このものにつきましては、専門調査会の結果をもって、関係機関に通知したいと考えております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしく願いいたします。

本間委員、どうぞ。

○本間委員 フェンアミドンは、これから適用拡大していくときは、やはり更にこれも審査が必要になるんですか。

○北條評価課長 そういう手続を採ることになります。

○見上委員長 よろしいですか。そういう決まりだそうです。

○本間委員 はい。

○見上委員長 外にございますか。よろしいですか。

それでは「フェンアミドン」に係る食品健康影響評価につきましては、国民からの意見・情報の募集は不要とし、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となります。「フェンアミドン」の一日摂取許容量を 0.028mg/kg 体重/日と設定する。

また、「ベンフレセート」に係る食品健康影響評価につきましても、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となります。「ベンフレセート」の一日摂取許容量を 0.026mg/kg 体重/日と設定するという事によろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 続きまして、動物用医薬品 1 品目について、説明願います。

○北條評価課長 それでは、資料 2-3 に基づいて御説明いたします。

本品目は、5 ページに記載がございましたように、「フルニキシメグルミン」という消炎鎮痛剤

を含有する動物用医薬品でございます。

「2. 効能・効果」は、牛の細菌性肺炎における解熱及び消炎でございます。

この有効成分でございますフルニキシメグルミンにつきましては、既に食品安全委員会で御評価いただいているものでございまして、今回の評価要請は、その製剤の再審査の申請に伴って、この製剤につきましては、食品健康影響評価について要請があったものでございます。

このものにつきましては、3月13日～4月11日まで、国民からの御意見・情報の募集を行いました。

結果でございますが、一番最後のページにお示ししますように、期間中に御意見・情報はございませんでした。したがって、このものについても、動物用医薬品専門調査会の審議結果をもって、関係機関に通知したいと考えているものでございます。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いたします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論となります。「フルニキシメグルミンを有効成分とする牛の注射液（フォーベット 50 注射液）について、安全性を懸念させる新たな知見の報告は認められないと考えられることから、本製剤の主剤であるフルニキシンの一日摂取許容量 0.0098mg/kg 体重/日を見直す必要性はないものと考えられる。」ということによろしいですか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（平成 20 年 4 月）」について、事務局から報告願います。

○西村勧告広報課長 それでは、平成 20 年 4 月に行いました「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果」について御報告いたします。

本件は、食品安全委員会が行ったリスク評価が、食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかどうかを把握するために、食品安全基本法に基づいてリスク管理機関の施策の実施状況について調査を行ったものであります。

なお、本調査につきましては、昨年 10 月に引き続き、今回で 8 回目の調査になります。

「今回の調査対象」は、食品安全委員会がリスク評価を行い、昨年 4 月～9 月までの半年の間に厚労省又は農水省に対して、その結果の通知を行った評価品目、全部で 83 品目を対象といたしました。

さらに加えて、前回までの調査において、まだ具体的な管理措置が講じられていなかった 41 品目についても、併せて調査を行ったものでございます。

調査方法としましては、資料 3-2 の別添として、こういうシートを厚労省、農水省から出してもらって、その結果を概要にまとめたものであります。

「施策の実施状況」は、恐縮ですが、2 ページ目に移っていただきたいと思います。

まず「添加物」です。

①評価の結果、ADI が設定された「ポリソルベート 20」等については、規格基準を改正し、使用基準が設定されておりました。

②適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、ADI を特定する必要がないと評価された「ケイ酸カルシウム」、「L-アスコルビン酸カルシウム」については、規格基準を改正し、成分規格が設定されたところであります。

なお、前回の調査時点で、具体的な管理施策が講じられていなかった「ネオテーム」につきましては規格基準を改正し、成分規格が、また「ブタナール」については規格基準を改正し、使用基準及び成分規格が設定されました。

「次亜塩素酸水」については、規格基準を改正し、成分規格が設定されたとなっております。

次に「農薬」です。

30 品目の農薬のリスク評価を行い、いずれも ADI が設定されたものであります。

4 ページ目の「施策の概要」のところですが、「フルフェノクスロン」を始めとする 18 品目につきましては、規格基準が改正され、食品中の残留基準が設定されました。

5 ページ目の「メタアルデヒド」等については、施策の実施に向け準備中でありまして、この外、薬事・食品衛生審議会において審議中のもの、また残留基準設定に必要な資料を収集中のもの、更には規格基準の設定について検討中であるものもあります。

また、前回の調査時点で具体的な管理施策が講じられていなかった「クロルピリホス」等につきましては、規格基準の設定について、今、検討中であります。

次に「動物用医薬品」です。

①適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられると評価された次の 16 品目の中には、この「施策の概要」にありますように、残留基準設定に必要な資料を今、収集中のもの、更には食品中の残留基準を設定しないこととされたもの、また、動物用医薬品として製造販売が承認されたもの等もあります。

②評価の結果、ADI が設定された「トルトラズリル」等につきましては、規格基準が改正され、食品中の残留基準が設定されました。

この外、動物用医薬品として製造販売が承認されたもの、残留基準設定に必要な資料を収集中のもの、さらには、薬事・食品衛生審議会にて審議中のもの、薬剤耐性菌を介した影響について引き続き食品安全委員会において検討するとされたもの等、いろいろあります。

8 ページ、③安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられ、ADI を見直す必要はないと考えられると評価された「チルミコシン」については、今、審議会にて審議中、「リン酸チルミコシン液を有効成分とする牛の経口投与剤（ミコラル経口服液、経口用ミコラル）」については、再審査を行い、安全性が確認されたところであります。

④ADI を設定することは適当でないとして評価された「ニトロフラン類」につきましては、規格基準を改正したところであります。

⑤の「ベンジルペニシリン」につきましては、残留基準設定に必要な資料を今、収集中であります。

9 ページ目上ですが、前回の調査時点で、具体的な管理施策が講じられていなかった 15 品目の中には、規格基準が改正され、食品中の残留基準が設定されたもの、施策の実施に向け準備中のもの、審議会にて審議中のもの等があります。

10 ページ「化学物質・汚染物質」です。

これも前回の調査時点で具体的な管理施策が講じられていなかった「水道により供給される水の水質基準の設定（塩素酸）」につきましては、所用の改正を行ったところであります。

また、その下の「四塩化炭素（清涼飲料水）」等につきましては、規格基準案が作成でき次第、審議会にて審議を行う予定である。

「器具・容器包装」です。

前回の調査時点で、具体的な管理施策が講じられていなかった以下の 2 品目については、いずれも規格及び基準が改正されたところであります。

11 ページ「遺伝子組換え食品等」です。

ヒトの健康を損なうおそれがないものと判断したと評価された 8 品目につきましては、安全性審査の手続を経た旨の公表がなされたところであります。

②評価対象ではないと判断された「プロテアーゼ」につきましては、組換え DNA 技術を応用した添加物に該当しないものとみなすとされました。

③安全性上の問題はないと判断された 4 品目等につきましては、安全性に関する確認を行って公表されたところであります。

「新開発食品」です。

特定保健用食品 2 品目につきましては、適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はない

と判断したと評価した特定保健用食品として許可されたところであります。

前回の調査時点で、具体的な管理施策が講じられていなかった6品目につきましては、資料を整理中のもの、また申請者より申請取り下げ願いが提出されたもの、今、審議会において審議中のものが入っております。

最後「肥料・飼料等」です。

前回の調査時点で、具体的な管理施策が講じられていなかった「アボパルシン」につきましては、食品規格を設定しないとされ、また「グルコン酸カルシウム」等につきましては、飼料添加物としての指定、規格基準の設定等に向け、今、準備中であるという結果になっております。

以上です。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

小泉委員、どうぞ。

○小泉委員 今、説明された資料3-1の4ページですが、農薬について理論最大摂取量とADIの比が出ております。この中で50%に近いものが3つあります。例えば3つ目の「ビフェントリン」とか、真ん中より下の「トルフェンピラド」とか「シメコナゾール」の3品目がありますし、また、9ページの「ドラメクチン」も50%を超えております。

これがなぜなのかということで、資料3-2の状況シートを見てみますと、例えば「ビフェントリン」の場合は12ページになるんですが、幼児が57.8%ということでADIの半分を超える。それ以外の3つもすべて幼児で5割を超えているんです。

こういったADIの5割を超えるというのを考える場合に、残存している農薬などの摂取量の算定がどういった方法でなされているのか。あるいは逆に言えば、我々が設定したADIが非常に厳しくて、そういった5割を超えるのか。今日は厚労省の方が来られていないかもしれないので、後ほどでもいいですから、その辺を教えていただければと思います。

○北條評価課長 概略についてお話しをさせていただきますと、食品安全委員会でADIが決まりますと、厚労省の方で残留基準値を決めるわけでございますけれども、そのときに、幼児、妊婦、高齢者とそれぞれ国民栄養調査等に基づきまして、最大摂取量というものを求めていくわけでありまして、例えば幼児であれば、果物のようなものの割合を高めるであるとか、あるいは高齢者の場合ですと、お茶の割合を高めていくとか、そういう年齢に応じた食品の嗜好に合わせた食品を選びまして、それで摂取量を求めているということと聞いております。

それから、基本的には、最大摂取量そのものにつきましては、ADIの8割を超えないということをお原則としていると聞いておりますけれども、これらの年齢区分といいたし、そういうもの

ごとに8割を超えないということで、残留基準値を決めていると聞いております。

したがいまして、幼児の場合であっても8割を超えることはない量で食品の残留基準値が設定されていると聞いております。これが概略でございます。

その他、詳細につきましては、評価課に農薬の担当補佐がおりますので、追って先生方に御説明したいと思います。

○小泉委員 よろしく申し上げます。

○見上委員長 そうでしたら、この件はよろしく申し上げます。

外にございませんか。

○廣瀬委員 今と関連のある質問ですけれども、例えば対ADI比が80%を超えるような場合には、安全委員会が何か勧告をするんですか。それとも厚労省の方で自主的に対応するということになるのでしょうか。

○北條評価課長 具体的な摂取量というものの調査も当委員会に報告されますが、超えた場合には厚労省は、残留基準値を見直すこととなりますので、その段階で食品安全委員会に評価要請が来ることになります。

○見上委員長 外にございますか。

ということで、とりあえず、次回以降、よろしくお願いいたします。よろしいですか。

それでは、次の議事に移らせていただきます。「食品安全モニター課題報告『食品に関するリスクコミュニケーション活動への参加等について』(平成20年1月実施)の結果について」について、事務局から報告願います。

○西村勧告広報課長 それでは、資料4に基づきまして、「食品安全モニター課題報告『食品に関するリスクコミュニケーション活動への参加等について』(平成20年1月実施)の結果」を御報告申し上げます。

まず「調査の概要」です。

「1. 調査目的」。

これまで、食品安全委員会では、食品安全モニターの方に対し、意見交換会とか指導者育成講座等の開催の案内をしてきたところであります。今後とも、このモニターの方には、地域におけるリスクミ活動を積極的に引っ張っていくような役割を果たしてもらいたいと考えております。

そこで今回は、「2. 調査項目」の①食品安全モニターの随時報告についてというもののほか、②意見交換会、③地域の指導者育成講座等について調査したところであります。

「3. 実施期間」としましては、1月31日に、この調査票を発送しまして、2月15日に締切りという格好でやっております。

「4. 対象」としましては、全国にいらっしゃるモニターの方 470 名に対してお願いしましたところ、389 名の方から答えが返ってきたという結果であります。

早速ですが、中身は ii ページです。

ここでは、まず最初の柱、「食品安全モニター随時報告について」とありますけれども、今年の 4 月から、この調査をやった時点までの間、あなたは随時報告を出したことがありますかという問いかけをしました。そうしたら、4 割強の方が、私は出したことがありますという答えをしております。4 割強というのは、まだ半分にも達していなく、ちょっと少ないかなという感じがします。

出した方の特性を見ますと、性別では男性、年代別では 70 歳以上の方、職務経験では食品関係業務経験者の方の提出率が高いという結果が出ております。

iii ページの②、提出したことがないという方に対して、何で提出しなかったんですかという理由を聞いたところ、日々の生活が非常に忙しくて、報告書を作成する時間がなかったという方、中には、報告すべき事項がなかったんですという答えが返ってきております。

次に、2 つ目の柱、「食品安全に関する意見交換会」についてです。

ここでは、あなたは意見交換会へ参加したことがありますかと聞いたところ、7 割弱の方が参加したという答えをくれています。こちらの方はやはり男性が多くて、なおかつ職務経験では、食品関係研究職経験者という結果になっております。

また、年代別では、年代が上がるに従って、経験の割合が高くなる。下にグラフがありますけれども、真ん中ぐらいの年代のところで、綺麗に 20 代が低くて、一番下の 60 代、70 代にいくと高くなっているという結果が出ております。

iv ページ目ですが、ここでは、「意見交換会に参加して良かった点」は何ですかという質問です。

それに対しましては、様々な立場からの意見を聴くことができた。

また、新たに知識を得ることができたという答えが返ってきております。

③あなたは何で参加しなかったんですかと問うたところ、ここでは開催場所が遠過ぎた。また、日々の生活が忙し過ぎたという答えがかなりありました。

v ページ目では、今後、意見交換会で取り上げるとしたら、どんなテーマを希望しますかと聞いたところ、一番多かったのが残留農薬です。

続きまして、保健機能食品等の新開発食品、そして食品添加物という順番になっております。

vi ページ目では、あなたは意見交換会へパネラーとして参加する希望はありますかと聞いたところ、3 割強の方が希望します。ここでも参加希望が多かったのは、やはり男性。年齢では、20 代と真ん中をずっと通り越して 70 代以上の方がかなり多かった。あとは、食品関係研究職の経験者が多い。

そして、新規モニターといいますか、昨年の4月から初めてモニターになった方々が非常に興味を持ってくれたという結果が出ております。

最後に3本目の柱、「食品の安全性に関する地域の指導者育成講座等」についてですけれども、ここでは、平成18年度から、指導者育成講座を始め、また19年度から、リスクコミュニケーター育成講座を始めたわけですが、これらについて、あなたはそういう存在を知っていますかと認知度を聞いたところ、7割強の方が知っているという結果です。

次のviiページ目では、あなたはその講座に参加したことはありますかと聞いたところ、1割6分、16%の人、すなわち6人に1人しか参加経験がないという結果であります。

下の方の③参加したい人に対して、参加して良かった点は何ですかと聞いたところ、ここもやはり、様々な立場からの意見を聞き、物事を相対的に考えることの重要性を認識した、そして、今後、地域において講座の内容を日頃の活動に生かしたいと思ったという御意見であります。

最後のviiiページでは、参加しなかった人にまた聞いております。この参加しなかった理由も、やはり開催場所が遠かった、日々の生活が多忙であったと、まさに意見交換会への参加者に聞いたときの理由と同じであります。

報告は以上なんですけれども、我々としては、本調査結果が単なる調査で終わるのではなくて、今後のリスコミの活動、企画なり実施なりにこの結果を十分生かしていきたいと思っております。

以上であります。

○見上委員長 どうもありがとうございます。ただ今の説明の内容、記載事項等につきまして、御質問がございましたら、よろしく申し上げます。

この随時報告というのは、2年モニターさんをやっていただくんですけれども、必ず1年に一遍は出してくれとあらかじめお願いしているわけですね。

○西村勧告広報課長 1度ならず、何度でも随時出してくれと頼んでいるんですけれども、なかなか今、言った理由で出してくださらない方も多くいらっしゃるのが実態です。

○見上委員長 外に何かございませんか。

本間委員、どうぞ。

○本間委員 この調査の項目から外れるかもしれませんが、いわゆる今、クローンとか遺伝子組換えという技術がありますね。ああいう技術に関して、これらのモニターの方々がどんなとらえ方をしているか伺い知る場面というのは難しいのでしょうか。

○西村勧告広報課長 この課題報告というのは、年に2回やっておりまして、前回報告した課題報告の中に、例えば新開発食品とか、クローン牛に対して、あなたは何で不安なんですかと聞いたところ、

中には、科学的根拠がなかなか理解できないとか、そういう答えをもらったという過去の調査もあります。

あとは、まさに意見交換会などでも、こういうものを掘り下げて意見交換をするという場面もあるかと思います。

○本間委員 やはりそういうお答えの中には、やはりよく理解できないという具体的な根拠をお持ちの方は結構多いと思われませんか。

○西村勧告広報課長 理解できない理由が人によって様々あるかと思うんですけども、こちらでも意見交換会等リスコミを通じて、より皆さんにわかってもらおう努力をする必要があろうかとは思っております。

○見上委員長 よろしいですか。外にございせんか。

小泉委員、どうぞ。

○小泉委員 今の報告を見ていますと、20代の方が特徴的なように思えます。例えば随時報告をあまりされない。意見交換会も出られないけれども、パネリストとしては参加したいと結果が出ているんですが、20代はどのような仕事をされている方が多いんですか。

○西村勧告広報課長 今、20代について、どのような仕事かという資料がないんですけども、3ページ目のサンプル数が20代はあまり多くないですね。年代のところで、20代のサンプル数は24です。それに対しまして、50代、60代だと70幾つとかでして、ちょっと20代のサンプル数が少ないので、その結果かとも思います。

○見上委員長 外にございせんか。よろしいですか。

どうもありがとうございました。

それでは、外に議事はございますでしょうか。

酒井課長、どうぞ。

○酒井情報・緊急時対応課長 昨日、19時に公表されました米国産牛肉の脊柱混載事例でございます。

昨日来、情報共有を進めているところではございますけれども、食品安全委員会の答申に基づく管理措置に係る事柄でございますので、管理機関から詳細な報告を受けたいと考えております。本日は、管理機関も対応に追われているようでございますので、来週の会合で御報告をいただいたらどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○見上委員長 是非そのようにしてください。事務局で管理機関と調整していただきたいと思いません。

○酒井情報・緊急時対応課長 はい、了解いたしました。

○見上委員長 委員の先生方、それでよろしいですね。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 外に何かございますか。

○大久保総務課長 特にございません。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

これで本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。

以上をもちまして、食品安全委員会第 235 回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、5月1日木曜日 14時から開催を予定しておりますので、お知らせします。

本日はどうもありがとうございました。

以上です。